

モニタリング結果報告書

平成21年8月

モニタリングの対象となる施策目標	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること
------------------	----------------------------------------------------------------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	6	安定した労使関係等の形成を促進すること
施策目標	6-1	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること
個別目標	1	集团的労使関係法制の普及啓発を図ること
		(評価対象事務事業) ・ 国際労働関係事業
個別目標	2	不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること
		(評価対象事務事業) ・ 不当労働行為事件の審査
個別目標	3	労使紛争を早期かつ適切に解決すること
		(評価対象事務事業) ・ 労働争議のあっせん、調停及び仲裁
施策の概要（目的・根拠法令等） 1 目的等 労使関係が将来にわたり安定的に推移することを目的として、労働組合法、労働関係調整法等、我が国の集团的労使関係法制の普及啓発等を図るとともに、中央労働委員会において、労働組合法、労働関係調整法等に基づき、労働者の団結権等の保護、集团的労使紛争の解決を図るため、不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を実施している。		
2 根拠法令等 ○労働組合法（昭和24年法律第174号） ○労働関係調整法（昭和21年法律第25号）		
主管部局・課室	政策統括官付労政担当参事官室 中央労働委員会事務局総務課	
関係部局・課室	中央労働委員会事務局審査課、第一部会担当審査総括室、第二部会担当審査総括室、第三部会担当審査総括室、調整第一課、調整第二課及び調整第三課	

2. 施策目標に係る指標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合(単位:%) (労働組合の50%以上/平成20年度)	—	—	—	79.9% 【159.8%】	80.9% 【161.8%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房統計情報部雇用賃金福祉統計課の「平成20年労働組合実態調査」による。					

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1 集団的労使関係法制の普及啓発を図ること					
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合(単位:%) (労働組合の50%以上/平成20年度)	—	—	—	79.9% 【159.8%】	80.9% 【161.8%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房統計情報部雇用賃金福祉統計課の「平成20年労働組合実態調査」による。					
参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1 招へい事業への参加者数	212名	223名	210名	211名	182名
2 セミナー事業への参加者数	8,188名	3,356名	2,193名	2,286名	1,618名
(調査名・資料出所、備考) ・参考指標1~2は、政策統括官(労働担当)付労政担当参事官室の調べによる。					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	国際労働関係事業(行政支出総点検会議による個別指摘該当事業)				
平成20年度 予算額等	531百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	477百万円(契約額)				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
国際労働関係事業は、アジア、中南米等の国や地域の労働組合関係者、使用者団体関係者及び労働関係指導者等を対象に、日本への招へい、フォローアップセミナーの開催及び現地セミナーの開催等を行うことにより、本事業参加者に我が国の労働関係(労使関係法、人事労務管理、労働事情等)への理解を深めさせることを通じ、各国企業の長期的な労働関係の安定、各国企業と我が国事業者との取引の安定及び経済連携のための人的基礎の構築を図り、日本国内の雇用の安定を目的とする。 また、本事業は、 ①招へい事業により招へいされた者から出身国の状況等の情報を入手し、当該国のニーズを把握し、現地セミナー事業等の内容に反映させることができる、 ②また、現地セミナー事業では、過去の招へい事業参加者を対象とするフォローアップ					

<p>プもあわせて実施することにより、事業の効果を浸透させることができる、など、両事業をあわせて実施することにより重層的・効率的に事業効果を発揮させるものである。</p>					
政府決定・重要施策との関連性					
—					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	559	558	549	531	531
予算上事業数等 ・参加者数(人)	8,051	5,026	2,718	2,815	1,951
事業実績数等 ・参加者数(人)	8,400	3,579	2,403	2,497	1,800
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>平成20年度は、招へい事業については、66か国2地域から182名の参加者があり、新規に2か国からの参加者があった。また、現地セミナー事業及びフォローアップセミナーについては、23か国2地域から1,618名の参加者があった。</p> <p>なお、現地セミナー事業の参加者数については、セミナー内容をより専門的なものとなるよう見直しを行っており、開催回数及び1回当たりの参加者を絞り込んでいる。ただし、1回当たりの時間数は増やしている。</p> <p>このように、世界各地から幅広い参加者を得ている本事業は、</p> <p>①事業の参加者が、我が国の労働関係(労使関係法、人事労務管理、労働事情等)に係る知識を習得し、我が国の労働関係や出身国の労働関係に係る理解を深めることにも寄与していること</p> <p>②我が国の行政及び労使関係者も、参加者から出身国の労働関係に係る情報を直接に聴取し、国内外の労働関係情報を、ホームページなどを活用して、発信するなどの成果を得ていること</p> <p>等、集团的労使関係法制の普及啓発を着実に進めているものと評価できる。</p> <p>本事業は、行政支出総点検会議から「本事業の効率的な実施を図る観点から、予算額を縮減すべきである。」との指摘を受け、平成21年度において、セミナー参加者数・チーム数の見直し等を行うなど、事業内容の一層の効率化・合理化を図り、平成20年度予算と比較して、51,377千円の縮減を行っている。</p>					

個別目標2					
不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
なお、指標1は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1+(達成水準-実績値)/達成水準」として算定(0~199%)。また、指標2の目標達成率については、達成時期を将来に設定しており、算定できないため—としている。					
	H16	H17	H18	H19	H20
1	—	—	—	—	397 【127.4%】
2	—	—	—	—	54 【—%】
(調査名・資料出所、備考)					
<p>・指標1及び2は、労働組合法第27条の18に基づき、平成20~22年に係る「審査の期間の目標」として、①新規申立事件については1年6か月以内のできる限り短期間に終結させるとともに、②長期滞留事件(平成19年末において1年6か月以上係属している事件、93件)については、平成22年末までに当事者の理解と協力の下にできる限り解消を図ることとしていることに基づく目標である。</p> <p>・指標1及び2の実績値は、中央労働委員会ホームページによる。</p> <p>なお、指標1及び指標2は、上記の審査の期間の目標に基づくものであり、平成1</p>					

<p>9年以前については算定していない。 【参考】中央労働委員会ホームページ (URL) http://www.mhlw.go.jp/churoi/shinsa/futou/futou05.html ・指標1の実績値は、平成17年1月以降の新規申立事件のうち平成20年末までに 終結した事件の平均処理日数である。</p>					
参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1) ・新規申立事件のうち1年6か 月以内に終結した事件の割合	-	-	-	-	77.0%
(調査名・資料出所、備考) ・平成17年1月以降に新規に申し立てられ、平成20年末までに終結した事件24 3件のうち申立てから1年6か月以内で終結したもの(187件)の割合					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	不当労働行為の審査				
平成20年度 予算額等	53百万円(補助割合:[国 /][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	-百万円(事業ごとの経費区分は行っていない)				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等) 労働組合や労働者は、不当労働行為(労働組合員であることを理由とする不利益取扱 い等。労働組合法第7条参照)を受けた場合には、都道府県労働委員会を初審、中央 労働委員会を再審として救済申立てを行うことができる。労働委員会においては、当 事者からの申立てに基づき事件を迅速かつ的確に審査し、命令・決定や取下げ・和解 により終結を図る。					
政府決定・重要施策との関連性	-				
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	99	96	45	49	53
予算上事業数等	-	-	-	-	-
事業実績数等 (例)箇所数	-	-	-	-	-
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。) 指標1(新規申立事件の1年6か月以内処理)については、平均処理日数で約1年 1か月の短い期間で終結しており、審査期間の目標を達成した事件の割合も77%と なるなど、審査の迅速化が順調に進んでいるものとみられる。目標を達成できなかった 事件の大部分は、当事者の都合等により和解調査のための日程調整が整わず期間を 要したためであり、今後は、当事者の理解と協力の下、和解調査のための日程短縮に さらに努める。 指標2(長期滞留事件のできる限りの解消)については、審査期間の目標期間であ る3年間における解消対象事件数(93件)のうち39件(全体の42%)を解消し ており、着実な成果がみられる。今後、引き続き同様の成果をあげるため、審問、調 査が円滑に実施できるよう、当事者に理解と協力を求め、円滑な事務処理を推進して いく。 ※「予算上事業数等」及び「事業実績数等」は、事務費しかないため記載していない。					

個別目標3
労使紛争を早期かつ適切に解決すること
アウトプット指標

(達成水準／達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値／達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1	83.3 【同上】	83.3 【同上】	83.3 【同上】	71.4 【同上】	80.0 【同上】
・調整事件の終結までの日数(取 下げ事件等を除く)が2か月以内 (自主交渉による中断がある事件 は3か月以内)である割合 (100%/毎年度)					
(調査名・資料出所、備考)					
・指標1は、中央労働委員会事務局の調べによる。 ・指標1は、当該年度に終結した事件(取下げ事件等を除く)(A)のうち、申請か ら2か月以内(自主交渉による中断がある事件は3か月以内)に終結したもの(B) の割合(B/A)である。					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	労働争議のあっせん、調停及び仲裁				
平成20年度 予算額等	6百万円(補助割合:[国 /][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	-百万円(事業ごとの経費区分は行っていない)				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
中央労働委員会が労働争議(労働関係の当事者間において、労働関係に関する主張が 一致しないで、そのために争議行為が発生している状態又は発生するおそれがある状 態。労働関係調整法第6条及び第7条参照)のあっせん、調停及び仲裁を行うことに より、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し又はそれを解決する。					
政府決定・重要施策との関連性					
特になし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	16	10	7	6	6
予算上事業数等	-	-	-	-	-
事業実績数等 (例)箇所数	-	-	-	-	-
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
2か月以内に終結した事件が80%を占めているので、労使紛争を早期かつ適切に解 決するという目標は、概ね達成されていると評価できる。2か月を超えた事案は、複 数組合併存下における少数組合が人事労務管理に関して見直しを求めたのに対し、会 社側の態度が首尾一貫しなかったために時間を要したものと、あっせん途上であっ せん員が促した自主交渉の結果待ちに時間を要したものとであった。 今後は、進行計画の策定に当たり、事案ごとに当事者双方の特質をより一層見極め るよう留意することにより、事件の早期解決という目標達成に努める。					
※「予算上事業数」及び「事業実績数等」は、事務費しかないため記載していない。					